

奈良県告示第四百八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年三月十日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
十津川村折立（〇〇三）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村上葛川（〇〇三）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村上葛川（〇〇四）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村上葛川（〇〇五）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村込之上（〇〇四）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村平谷（〇〇三）土石流警戒	次の平面図のと	奈良県五條土木事務所

区域	おり	及び十津川村役場総務課
----	----	-------------

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。